

公布された規則のあらまし

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 24 号）

- 1 身体障害者診断書・意見書について、所要の改正を行うこととした。（様式第 6 号関係）
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 25 号）

- 1 東部農林事務所の農村環境第一課及び農村環境第二課を農村環境課及び農地整備課に、伊万里農林事務所の農村農地課を農村環境課に、杵藤農林事務所の農政第一課、農政第二課、林務第一課、林務第二課、農村環境第一課及び農村環境第二課を、農政課、林務課及び農村環境課に改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 農政課に、農村ビジネスの推進に関することを分掌させることとした。（第 4 条関係）
- 3 1 に伴い、農村環境課の分掌事務について所要の改正を行うこととした。（第 4 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）

- 1 企画情報部の名称を企画調整部に、有機・環境農業部の名称を環境農業部に改めるとともに、企画調整部に、スマート農業に関することを分掌させることとした。（第 3 条及び第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則等の一部を改正する規則（規則第 27 号）

- 1 有明海沿岸道路整備事務所に、佐賀唐津道路及びこれに関連する道路の整備並びにこれらの道路のうち供用の開始がない道路の管理に関する事務を分掌させることとした。（第 1 条関係）
- 2 様式に記載すべき事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもって、簿冊を備え整理したものとすることができることとした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（規則第 28 号）

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令に基づき、特定事業主行動計画を作成すべき任命権者及びその対象となる職員を定めることとした。
- 2 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。